

# 平成30年度 学芸補助員（非常勤職員）募集要項

この採用選考は、板橋区が採用する非常勤職員の候補者を決定するために実施するものです。

## 1 職種・採用予定者数等

職種	採用区分	採用予定者数	勤務形態	勤務場所
学芸補助員	非常勤職員	1名	月16日以内 (1日7時間45分)	区立美術館

## 2 職務内容

- (1) 学芸員の補助的業務に関すること（企画展の補助、教育普及事業の補助など）
- (2) 資料整理・広報活動などに関すること

## 3 応募資格

- (1) 博物館法に規定する学芸員の資格を有する方
- (2) 大学又は大学院を卒業した方（もしくは卒業見込の者）で、美学・美術史など、もしくは実技に関して研究した方
- (3) 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方

※参考 地方公務員法第16条（欠格条項）

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4 任用期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間（勤務成績により更新あり）

## 5 選考内容

### (1) 選考方法等

第一次選考	ア 書類（採用選考申込書による） イ 小論文 課題「魅力ある区立美術館のあり方について述べてよ」 「板橋区立美術館の近現代美術コレクションについて思うところを述べてよ」 上記のいずれかを選び、2,000字程度 ※ア・イともに、申込時に提出していただきます。
第二次選考	第一次選考合格者に対して、面接を実施します。 ※面接選考の詳細は、第一次選考合格者に対して別途通知します。

※申込書・論文は返却いたしません。

※申込書・論文は今回の選考のみに利用し、その他の目的には利用いたしません。

## (2) 選考結果発表

第一次選考	平成30年2月中旬に通知書を発送予定 ※申込者全員に通知します。 ※第一次選考合格者には、第二次選考（面接）の日程をお知らせします。 ※第二次選考（面接）は2月下旬に、区立美術館において実施する予定です。
第二次選考	平成30年3月上旬に通知書を発送予定 ※第二次選考受験者全員に通知します。 ※内定者（第二次選考合格者）には、任用の手続きをお知らせします。

## 6 申込手続き

申込期間	平成30年1月22日(月) から 平成30年2月4日(日) まで
申込方法	上記期間内に、次の書類を直接持参又は郵送で提出して下さい。 (1) 平成30年度 板橋区学芸補助員（非常勤職員）採用選考申込書 (2) 小論文（この要項に添付されている用紙を使用すること） (3) 82円切手を貼った返信用封筒【長形3号（120×235ミリ）に、郵送先（自宅等）の郵便番号、住所及び氏名を記載】 <b>■持参申込の場合：休館日を除く（毎週月曜日）</b> 午前9時30分から午後5時00分まで <b>■郵送申込の場合：期間内到着分のみ受付《必着》</b> 封筒表面に「採用選考（学芸補助員）申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留により郵送してください。 なお、簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。
申込先	〒175-0092 東京都板橋区赤塚五丁目34番27号 板橋区立美術館 TEL 03-3979-3251

## 7 勤務条件

- (1) 報酬 日額 12,300円 別途、運賃等相当額（上限あり）を加算します。  
勤務日数に応じた額を、原則として毎月15日に金融機関口座に振込みます。
- (2) 勤務日数 月16日以内
- (3) 勤務時間 午前8時45分から午後5時30分（休憩1時間を含む）の1日7時間45分です。
- (4) 休暇等 年次有給休暇の外、慶弔休暇等が設けられています。
- (5) 公務災害補償 公務上の災害又は通勤による災害については、所定の手続きの後、認定された場合は保証されます。

## 8 社会保険

社会保険（健康保険、厚生年金保険）及び雇用保険の適用となります。

### ◎この選考に対するお問い合わせ先

板橋区役所 区民文化部 文化・国際交流課 美術館  
電話03-3979-3251